

メキシコ

産業財産規則

2011年6月10日法律により改正

2011年6月11日施行

目次

第 I 部 総則

第 I 章 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 II 章 出願及び申請

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 III 章 通知

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 IV 章 権原の表明と一般登録簿

第 16 条

第 17 条

第 V 章 ファイル

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 II 部 発明，実用新案及び意匠

第 I 章 総則

第 22 条

第 23 条

第 II 章 特許出願

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 47 条の 2

第 48 条

第 49 条

第 III 章 強制ライセンス及び公益のためのライセンス

第 50 条

第 51 条

第 52 条

第 III 部 商標， 広告スローガン及び商号

第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 66 条

第 67 条

第 68 条

第 IV 部 手続

第 I 章 行政手続

第 69 条

第 70 条

第 II 章 査察と監視

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 III 章 罰則

第 75 条

第 76 条

第 77 条

第 78 条

第 79 条

経過規定

第 1

第 2

第 3

第 I 部 総則

第 I 章 総則

第 1 条

本規則の目的は、産業財産権法の規則を定めることである。

本規則の適用と解釈の責任は、行政目的ではメキシコ工業所有権庁(以下「工業所有権庁」と略称する)に存する。

第 2 条

本規則においては、産業財産権法第 3 条に規定される定義に加えて、次の定義が適用される。

(I) 「官報」とは、法第 8 条にいう工業所有権官報をいう。

(II) 「法」とは、産業財産権法をいう。

(III) 「省」とは、通商産業開発省をいう。

第 3 条

工業所有権庁の長官は、その決定において、明細書、クレーム、図面及び要約を含む書類が受理されるために守らなければならない規則及び仕様を定める。

同長官はまた、工業所有権庁の運営を促進し、かつ、個人の法的安全を保証するための特別の手續と要件を定めることもできる。

第 4 条

法第 184 条に定める月又は年で表された固定期間の計算については、その期間は、応当する後の月又は年における同じ数字の日に終了すると解される。

月又は年で表された期間の終了日が工業所有権庁の非就業日に当たる場合は、当該期間は、その日に続く最初の工業所有権庁就業日に終了するものとする。

工業所有権庁は、毎年 1 月にその非就業日を公報で公表する。

第 II 章 出願及び申請

第 5 条

出願又は申請は工業所有権庁又は省の代表部に提出するものとし、次の要件に従わなければならない。

(I) 願書又は申請書ごとに適正に署名がなされること

(II) 工業所有権庁が承認し、公報及び官報において公示された公式様式による所定の通数の願書又は申請書並びに添付物を提出すること。それらは適正な形態によるものでなければならず、電子的又はデータストレージによる場合は工業所有権庁がこの目的で発行する便覧に従うものとする。

公式様式を使用する必要がない場合は、求める手續の種類及び(V)にいう明細を見出しに記載した願書又は申請書を 2 通提出するものとする。

(III) 必要な添付物が願書又は申請書と共に提出されなければならない、それらは、読み易く、

かつ、タイプ印書若しくは印刷するか又はその他の媒体に内容を記録したものでなければならない。

(IV) 通知の聴取及び受領のためのメキシコ国内における住所及び宛先が記載されること

(V) 出願、特許又は登録の番号、公告、陳述書又は記録の番号及び言及された受領日が記載されること。ただし、特許又は登録の最初の出願の場合は除く。

(VI) 所定手数料納付証を添付すること

(VII) 願書又は申請書と共に提出される外国語の書類については適正なスペイン語翻訳文を添付すること

(VIII) 権原承継人の地位及び代表者又は代理人の法的資格を証明する書類を添付すること

(IX) 外国書類は、必要な場合には認証が要求される。

出願及び申請は事項ごとに個別に行わなければならない。ただし、法第 62 条、法第 63 条、法第 137 条及び法第 143 条に基づくライセンスの登録又は移転、未登録の移転を含む権利移転の登録及び同一事項に係わる出願又は申請は除く。

本規則第 36 条の規定を除き、出願又は申請が上記(II)から(V)まで、(VII)から(IX)までに定める要件を満たしていない場合、工業所有権庁は、出願人又は申請人に 2 月以内にこれを是正するよう要求する。要件を満たさない場合、出願又は申請は拒絶される。

出願又は申請が本条(I)及び(VI)に定める要件を満たしていない場合は、法第 180 条の規定に従うものとする。

郵便、宅配便その他同様の方法で交付された出願及び申請は、それらが工業所有権庁に有効に送達された日に受領されたものとみなされる。

出願又は申請は、ファクシミリによって行うことができる。ただし、願書又は申請書、付属書原本、該当する手数料の納付証及びファクシミリ送信票を、ファクシミリ送信の翌日に工業所有権庁の事務所に提出しなければならない。この場合、願書又は申請書のみをファクシミリによって送信する。

第 6 条

工業所有権庁は、公式様式を出願人及び申請人に無料で提供する。公式様式は第三者において複製することができるが、それらは公式の書式に対応するものでなければならない。

第 7 条

工業所有権庁は、願書又は申請書を受領したときは、次のことを行う。

(I) 書類及びそこに記載されたものが実際に提出されていることを確認し、所定の注記を行うこと

(II) 提出された願書又は申請書の各通に、適切な方法で次の事項を記載すること

(a) 受領の日と時間

(b) 受領の連続番号

(c) 該当する場合は、出願について与えられている係属中ファイル番号

(d) 法第 38 条の 2、法第 121 条及び本規則第 38 条の規定が満たされている場合は、出願の日と時間

(III) 所定の記入を行った後、願書又は申請書の 1 通に受領印を押し、返却すべき添付物と共に出願人又は申請人に返却すること

第8条

手続が出願の放棄によって終了した場合は、如何なる場合も処理又は手続は再開されない。

第9条

特許、発明者証、登録、許可又は係属中の出願によって与えられる権利の移転登録の申請又は名称若しくは事業の変更、法的地位の変更又は合併についての登録の申請の場合は、第5条の要件に加えて、次の要件を満たさなければならない。

(I) 直前の権利所有者又は過去の移転又は変更が未だ登録されていない場合はそれまでの連続する権利所有者の名称又は法人名及び国籍並びに公式様式上で要求される情報に加えて新権利者についての同一情報を記載すること

(II) 従前に生じているが未だ登録されていない移転又は変更に関するものを含め、権利の移転又は変更を証明する契約書その他の書類の認証謄本又は手書の署名付きの写しを添付すること

登録申請は、移転人又はその代理人又は被移転人又はその代理人が行うことができる。

第10条

工業所有権に関する実施のライセンス又はフランチャイズの登録申請には、第5条にいう要件を満たすことに加え、次の事項を明示しなければならない。

(I) ライセンサー又はフランチャイザー及びライセンシー又はフランチャイジーの名称、法人名、国籍及び住所

(II) 契約条件

(III) ライセンサー、権原ある使用者又はフランチャイザーに関係工業所有権の保護のために訴訟を提起する権利が当該契約において与えられているか否か

(IV) 商標使用のライセンスの場合には、ライセンス付与の対象となる商品又はサービス

(V) 公式様式において記載が要求されるその他の明細

登録申請書には、ライセンス、使用の許可又はフランチャイズを証明する契約書の認証謄本又は手書署名付きの写しを添付しなければならない。ただし、これら添付すべき認証謄本又は手書署名付きの写しの内容としては、ライセンシー、権原ある使用者又はフランチャイジーの支払うべきロイヤルティその他の対価に関する条項、秘密保持条項、関係の商品又はサービスの流通及び販売の方式又は手段に関する条項並びに当該契約の一部を構成する技術情報に関する添付書類は除外することができる。

登録申請は、何れの当事者からも行うことができる。

第11条

複数の係属中の出願、特許又は登録についての所有権の移転又は権利のライセンス許諾の登録を法第62条、法第63条、法第137条及び法第143条の規定に基づいて申請する場合には、第9条及び第10条に従う他、次の要件を満たさなければならない。

(I) 関係する移転又はライセンスを証明する契約書その他の書類の認証謄本又は手書の署名付写し2通を提出すること

(II) 各提出物は、場合に応じ、付与済若しくは係属中の特許若しくは実用新案又は意匠の登

録又は付与済若しくは係属中の商標登録に言及すること

工業所有権庁は、申請された登録についての決定を含む通知を發し、その写しを各ファイル又は願書又は申請書に添付するものとする。

申請人は、提出された契約の認証謄本を、当該契約書に含まれる 1 又は複数のファイル又は申請書に添える目的で、請求することができる。

第 12 条

工業所有権庁は、第 9 条から第 11 条までに述べる登録の申請を受けた場合は、その受領の日又は工業所有権庁の定める特別の要件が満たされた日から 2 月以内に適切な決定を下すものとする。

申請された登録が要件の不遵守又はその他の理由で受理することができない場合は、工業所有権庁は、当該申請人に通知を与え、当該申請人の利益に適う所見を述べるための 2 月の猶予期間を与えるものとする。

第 III 章 通知

第 13 条

工業所有権庁の決定、要求及びその他の処分は、出願人、申請人又は利害関係人に対して、送達を受ける場所として届け出られた場所において配達証明付書留郵便で通知される。それらはまた、指定された宛先又は工業所有権庁の庁舎その他の施設において直接に送達すること、又は官報での公示によることもできる。

工業所有権庁は、宅配便のような通知手段を利用することもでき、その場合にはそのような方法によることを希望する当事者に費用の負担を求めるものとする。

出願人、申請人、利害関係人又はそれらの者の法定代理人の宛先での直接の送達は、法第 72 条の場合を除いて、工業所有権庁が適切と判断する場合においてのみ決定され実行されるものとする。

工業所有権庁の施設における直接の送達は、出願人、申請人、利害関係人又は第 16 条(V)に基づくそれらの代理人又はその他の被授權者が当該施設に出頭する場合に行うことができる。直接の送達及び配達証明付書留郵便による通知は、それらが関係人に送達された日に発効する。

期間は、通知発効日の翌日から開始する。

第 14 条

官報は工業所有権庁の伝達媒体であり、月 1 回発行され、2 部に分かれている。

第 1 部は発明、実用新案及び意匠に関する公示又は公告に使用され、第 2 部は商標、広告スローガン、商号及び原産地名称に関する公示又は公告に使用される。

工業所有権庁は、官報を閲覧することのできる公共又は民間の施設の名称及び所在地を公表する。

第 15 条

法の定めるところにより公表を要求される証書、書類及び標識に加えて、工業所有権庁は官

報において、法の保護する工業所有権に影響する又はそれらを変更する決定を公示する。

第 IV 章 権原の表明と一般登録簿

第 16 条

代理人の地位を認定するについては、次の規定が適用される。

(I) 法第 181 条 (I) 及び (II) にいう委任状に、2 名の証人の名称、署名及び住所が明記されること。証人はメキシコ人であるか外国人であるかを問わない。

(II) 管理行為について、又は訴訟及び債権取立についての包括委任状は、行政訴訟において行為する権原を与えているとみなされる。

(III) 法第 187 条及び法第 200 条に規定される場合においては、委任状が訴訟行為と債権取立を行う権原を付与するものであることを条件として、出願人又は申請人は、工業所有権庁の委任状の一般登録簿になされた委任状登録の謄本の形で代理人の地位を証明することができる。

(IV) 特別の権原については、それらが付与される行為の実行ごとに確認されなければならない。

(V) 本人として行為する出願人又は申請人、代理人及び法定代理人は、申請書において、通知及び書類を聴取し、受領する他の自然人を指名することができる。

第 17 条

工業所有権庁は委任状の一般登録簿の運営に責任を負う。

委任状の一般登録簿においては委任状の原本又は認証謄本及び該当する場合はそれらの公正証書が登録される。委任状の一般登録簿への登録は任意である。

各出願又は申請においては、委任状の一般登録簿の登録証の単純な写しを提出すれば十分である。

第 V 章 ファイル

第 18 条

ファイルは、関係工業所有権の存続期間中、工業所有権庁の保管室に保存され、そこで閲覧することができる。ただし、工業所有権庁がより長く保存すべきと判断する場合を除く。

法第 186 条の規定は、公示されていない特許出願のファイル並びに放棄又は拒絶された特許、実用新案及び意匠のファイルに準用され、これらは、利害関係人、それらの代理人又は法定代理人又は第 16 条 (V) に規定される被授權者のみが閲覧することができる。

第 19 条

所有者又はそれらの代理人は、ファイルが閲覧に供される期間中に限り、出願又は申請と共に提出された書類の原本を取得することができる。この場合は、工業所有権庁は、当該書類を引き渡す前に請求人の費用でそれらの認証謄本を作成し、それら認証謄本を書類原本の代わりに関係ファイル中に保存する。

出願又は申請と共に提出される物品もまた、前段所定の期間中取得することができる。それ

らの物品の引き渡しが当該期間中に請求されない場合は、それらは廃棄される。

第 20 条

何人も、所定手数料の納付を条件として、付与された権利又は登録に係わるファイル中に含まれる書類の認証謄本を取得することができる。

法第 186 条にいうファイルの場合は、それらファイル中の書類の認証謄本は、法第 186 条に掲げる者のみが請求し、かつ、取得することができる。

第 21 条

工業所有権庁は、ファイル中の書類の保存、閲覧及び認証謄本の発行の便を図る目的で、それら書類の複製のためにマイクロフィルム、写真及び光ディスク又は磁気媒体への記録を含むあらゆる種類の媒体を使用する。

第 II 部 発明，実用新案及び意匠

第 I 章 総則

第 22 条

法第 17 条の規定の適用上，実体審査中の出願より前に提出された特許及び実用新案登録出願で係属中のものは，技術水準に含まれる。

拒絶され，取り下げられ又は放棄された特許又は実用新案登録出願の内容は，特許出願において既に出願の公開が行われた場合を除いて，技術水準の一部を構成するものではない。

第 23 条

実用新案及び意匠の登録の処理及び維持に関しては，本第 II 部の規定が準用される。

法第 18 条の規定は，場合により，実用新案及び意匠に適用される。

第 22 条の規定は，場合により，実用新案登録に適用される。

第 II 章 特許出願

第 24 条

特許出願においては，法第 38 条及び本規則第 5 条に明示した情報に加えて，法第 18 条の規定に基づいて当該発明が先に開示された日を記載しなければならない。その場合は，それが開示された伝達媒体，それが公開された博覧会についての情報又はそれが最初に実施された時についての情報に言及するものとする。

法第 44 条にいう分割出願の場合は，原出願の出願日及び係属ファイル番号を明示しなければならない。

第 25 条

特許出願においては，発明の名称が簡潔に，ただし，当該発明の内容を十分に示すように記されなければならない。空想的な名称や表現，取引上の情報又は識別的記号は名称として受け入れられない。

願書には関係公式様式で指定される情報のみを記載する。ただし，明確化のために必要と考える事項については，別紙で願書に添付することができる。それらの審査及び考慮は工業所有権庁の裁量による。

第 26 条

工業所有権庁は，発明の理解に必要と認められる限りにおいて，出願人に対して，保護を求める発明の実物大又は縮尺の見本又はひな形を提出するよう要求することができる。

第 27 条

明細書，クレーム及び要約については次の要件に従わなければならない。

(I) 図面を含んではならない。

(II) 化学式又は数学等式を含むことができる。さらに，明細書は，コンピュータ・プログラ

ム用の命令を含むことができる。

(III) 明細書及び要約は表を含むことができる。クレームは、主題の性質上、表の使用が適切な場合にのみ表を含むことができる。

(IV) 表及び数学等式又は化学式は、用紙上でそれらを縦に提示するのが難しい場合には横に配置することができる。ただし、そのような場合は、表又は式の上部が用紙の左手に来るような形で記載されなければならない。

第 28 条

明細書は、次の規則に従って作成されるものとする。

(I) 願書に記載された発明の名称を使用すること

(II) 当該発明が関係する技術分野を述べること

(III) 当該発明が属する技術水準において出願人が知る先行技術を記載すること。望ましくは、前記の技術水準を反映する文献を特定すること

(IV) クレームされている発明を、技術的課題(例えそのようなものとして明示的に掲げられていなくても)を理解することができるような明確かつ正確な用語で説明し、そのような課題の解決法を示し、(もしあれば)先行技術に対する当該発明の利点を説明すること

明細書は簡潔で、ただし、できる限り完結したものでなければならず、かつ、あらゆる種類の逸脱を排除しなければならない。明細書は、開示される発明が公知の類似発明と異なる点を指摘しなければならない。

(V) 法第 47 条(I)第 2 段落の規定に基づき生物学的材料の寄託が要求される場合は、明細書においては、当該寄託がなされた旨、寄託機関の名称と所在地、寄託がなされた日、寄託機関によって当該寄託に与えられた番号を記載し、かつ、可能な範囲で、発明の開示に関係する限りでの当該生物学的材料の性質及び特徴を記載すること

(VI) 図面を構成する種々の図の一覧を、それら及びそれらの各構成部分に言及しつつ記載すること

(VII) クレームされた発明を実行する最善の公知方法又は出願人の意図する最善の手段を述べること。この説明は、十分な実施例又は使用例を示すことができる場合には、当該発明と異質な性質のものでない同発明の実施例又は特定使用例の形でなされ、図面があればそれらに言及するものとする。

(VIII) 発明自体の説明又は発明の内容から明らかでない場合には、当該発明が生産又は使用され又はその両者が行われる方法を明確に記載すること

明細書は、本条に定める態様及び順番で記載するものとするが、ただし、発明の内容上、本条に規定する態様及び順番と異なる態様及び順番で記載することにより理解が容易となり、かつ、より実質的な説明方法である場合は、この限りでない。

(II) から (VII) までにいう説明の前には見出しを付すものとする。

第 29 条

クレームは、次の規則に従って記載されなければならない。

(I) クレームの数はクレーム対象である発明の内容に対応しなければならない。

(II) 複数のクレームを行う場合は、それらにアラビア数字による連続番号を付さなければならない。

(III) クレームには明細書及び図面の引用を含んではならない。ただし、その引用が必要不可欠な場合はこの限りでない。

(IV) クレームは当該発明の技術的特徴に従って記載しなければならない。

(V) 出願が図面を含む場合は、クレームの理解に資する場合は、クレームに記される技術的特徴に対応する図面個所を示す参照マークをそれら技術的特徴の記載の後に付すことができる。そのような参照マークは括弧内に入れて記すものとする。

(VI) 第1のクレームは、独立のものであって、主として保護を求める物又は方法の本質的特徴に言及するものでなければならない。出願が法第45条にいうクレーム態様の2以上のカテゴリーから成る場合は、各カテゴリーについて少なくとも1の独立クレームが含まなければならない。

従属クレームは、それらが依存するクレームのすべての特徴を記載し、関連する独立又は従属クレームと合同関係にあるその他の諸特徴も明示しなければならない。

複数のクレームの従属クレームを、別の多数従属クレームの基礎とすることはできない。

(VII) 従属クレームは、その従属する1又は複数のクレームの有する限定を含むものとする。

第30条

図面は、次の規則に従って作成しなければならない。

(I) 発明の理解のために図面が必要であるにも拘らず特許出願に図面が添付されていない場合は、工業所有権庁は、2月以内にそれらを提出するよう出願人に求めるものとする。出願人がその期間内に要求に応じない場合は、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

(II) 願書、明細書又はクレームにおいて図面に言及されているに拘らずそれら図面が願書と共に提出されていない場合は、実際には発明の理解のためにそれらを必要としない場合でも、工業所有権庁は、2月以内にそれらを提出するよう出願人に求めるものとする。出願人がその期間内に要求に応じない場合は、図面への言及はなかったものとみなされる。

(III) 願書提出日後に要求に応じて図面が提出された場合において、補正図面が原図面に対して新たな要素を付加している場合には、工業所有権庁は、当該出願に対して先に割り当てられた日を出願日として認めず、補正図面が提出された日を出願日と認定するものとする。

(IV) グラフ、プロセス各段階のダイヤグラム及びその他の図解資料は図面とみなされる。

(V) 図面は、発明の完全な理解をもたらすように提示されなければならない。それらは常に、クレームされる発明の特徴のすべて又は一部を含まなければならない。

(VI) 図面が発明の特徴を示すのに十分又は適切でない場合は、図面に代えて写真を提出することができる。

第31条

願書に図面が伴う場合は、出願人は、第3条に基づき工業所有権庁長官が発効する便覧に定める要件を満たさない仮図面を提出することができる。この場合は、出願人は、工業所有権庁からの要求を待たずに、出願日から2月以内に所定の要件を充足した最終図面を同庁に提出しなければならない。

その期間内に最終図面が提出されない場合は、出願は、放棄されたものとみなされる。

所定期間内に提出される最終図面は、先に提出された仮図面に対して新たな要素を付加するものであってはならず、新規要素が付加されている場合は、工業所有権庁は、最終図面が提

出された日を当該出願の出願日と認定する。

第 32 条

法第 47 条(II)の適用上、実用新案及び意匠の登録申請の場合にはそれらの理解のために図面は常に必要とされる。

第 33 条

要約は、次の規則に従って作成されなければならない。

(I) 要約は次の要素によって構成される。

(a) 明細書、クレーム及び図面に含まれる開示の概要。概要は、当該発明の属する技術分野を明示し、かつ、技術的課題、その課題について当該発明の提供する解決方法の本質及び発明の主要用途の理解を助けるように作成しなければならない。

(b) 該当する場合は、明細書及びクレームに記載されているものの中で、当該発明をもっとも特徴づける化学式

(II) 開示の必要に合わせてできる限り簡潔な形で作成する。ただし、その長さは、100 語以上 200 語未満とするのが望ましい。

(III) 当該発明の想定される利点又は価値及び予定される用途についての記載を含んではならない。

(IV) 要約で述べられ、かつ、図面で説明されている主要な各技術特性には、括弧に入れた参照マークを付すことができる。また、要約は、当該発明を最もよく説明している図面を指摘しなければならない。

第 34 条

法第 47 条(I)第 2 段落にいう生物学的材料の寄託の証明書は、出願人が対応する特許出願をした日から 6 月以内に提出しなければならない。それによって、出願人は、願書を提出した日時を出願の日時として工業所有権庁から承認される権利を有する。ただし、当該生物学的材料の寄託証明書により寄託が願書提出時よりも前に行われたことが証明されることを条件とする。そうでない場合は、当該証明書が工業所有権庁に提示された日が出願日とみなされる。

出願人が所定期間内に寄託証明書を提示しない場合には、当該出願は放棄されたものとみなされる。

第 35 条

法第 47 条(I)第 2 段落の適用上、工業所有権庁は、国際的に承認されている基準及び規則に従って、生物学的材料に関する国際的寄託機関の性質を有する機関及び国内機関に対して承認を与えるものとする。

工業所有権庁は、本条に基づき承認された機関の一覧を公報において公表する。

第 36 条

法第 40 条に述べる優先権が認められるためには、出願人は、次の要件を満たさなければならない。

(I) 知っている場合又は知ることができる場合は、その国での出願日を優先日として主張する原出願国での出願番号を出願に記載すること

(II) 所定手数料の納付証を提出すること

(III) 出願日から 3 月以内に原出願国で提出された出願の認証謄本及び該当する場合はその翻訳文を提出すること。この要件が満たされない場合は、優先権は、主張されなかったものとみなされる。

第 37 条

法第 47 条(I)第 2 段落の適用上、生物学的材料の寄託証明書は、次の場合に必要である。

(I) 微生物それ自体がクレームされる場合

(II) 出願において言及される生物学的材料が一般に入手できるものでない場合

(III) 生物学的材料についての明細書の内容が該当技術分野の熟練者がそれを複製するのに十分でない場合

第 38 条

工業所有権庁は、出願人が特許出願を提出した日時を出願の日時と認定する。ただし、当該出願が法第 47 条(I)から(III)まで、法第 179 条及び法第 180 条並びに第 5 条(III)及び(VII)の要件を遵守していることを条件とする。

出願が前記の法及び規則の何れかの要件を充足していない場合は、工業所有権庁は、法第 180 条の場合を除いて、出願人が当初出願において充足していなかった第 1 段落にいう要件を充足する書類を提出するか又はその他の方法で不備要件を補正した日時をもって出願日時と認定する。

第 39 条

係属中の特許出願についての官報での公開は、出願書類に記載された書誌的データ、発明の要約及び該当する場合は発明を最もよく説明する図面又は発明を最も特徴付ける化学式を含むものとする。要約の理解のために図面は必要でないと工業所有権庁が判断する場合は、図面は公開されない。

方式審査を通らなかった出願、放棄され若しくは拒絶された出願又は方式審査が完了した後に補正が出された出願については公開されない。

第 40 条

特許出願の早期公開は、出願が方式審査を通ることを条件として、請求がなされた期間に対応する官報の号又は出願が方式審査を通った期間に対応する官報の号において行われる。

第 41 条

出願人が、法第 49 条の規定に基づいて、実用新案又は意匠の登録出願を特許出願に変更し又はその逆が行われた場合は、変更された出願は、原出願の出願日を保持する。出願が変更された場合は、工業所有権庁は、出願人に対して、変更出願に与えられる新しい出願番号を通知する。

第 42 条

実体審査の目的は、法第 53 条に規定するものに加え、法第 4 条及び法第 43 条に規定する要求及び条件を満たしているか否かを決定することである。

出願の実体審査を行うに際し、工業所有権庁は、明細書、クレーム及び図面(添付される場合)に含まれる情報のみを考慮する。

実体審査の結果、特許付与の決定がなされると先行の出願日時を有する係属中の特許出願に基づく権利を有する第三者に不利な効果を生じることになると工業所有権庁が判断する場合は、同庁は、当該実体審査の対象である出願の出願人に対し、同出願人が法第 55 条により自己の利益を守る表明を行えるように前記判断結果について通知を与えるものとする。

第 43 条

法第 54 条及び法第 55 条に規定の適用上、特許協力条約に従って国際予備審査機関の機能を有する官庁が外国の審査官庁とみなされる。

外国審査官庁の行った実体審査について工業所有権庁が受け入れ又は要求する報告書は、特許協力条約に基づき提出された国際出願について実施されたもの又は当該国の国内法に基づき提出された出願に対して発行されたものの何れでもよい。

第 44 条

工業所有権庁は、外国審査官庁の行った実体審査の報告書を、特許が求められている発明が新規で、進歩性があり、かつ、産業上の利用可能性を有するか否かを決定するための技術的引用文献とみなす。

出願人は、前記報告書の代わりに、当該外国工業所有権庁によって与えられた特許証の写しを、そのスペイン語の翻訳文と共に提出することができる。

第 45 条

実体審査の結果から発明が新規性又は進歩性を欠くと認定された場合は、工業所有権庁は、先行技術及び関係資料との類似性を摘示して、関係人に書面で当該審査結果を通知する。この通知を受けた関係人は、2 月以内に、自己の利益に適う意見を述べ、かつ、適切な場合は自己の発明と引用された先行技術及び関係資料との相違性を示し、又は当該発明の特許可能性を主張する別の理由を摘示し、又は主張したクレームを補正することができる。

出願人が許可された期間内に前記の何れかの行為を行わない場合は、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

第 46 条

工業所有権庁は、所定の手数料が納付された日に特許を付与し対応する特許証を交付する。ただし、手数料納付は法第 57 条及び法第 58 条に定める期間内に工業所有権庁に対してなされることを条件とする。

特許証又は登録証の発行に対する手数料を納付したときは、出願人は、当該発明を最もよく表現すると工業所有権庁が判断する図面、化学式又はヌクレオチド又はアミノ酸配列図をアート紙により 3 通提出しなければならない。それらの仕様は、第 3 条に規定する工業所有権庁長官の規則において定められる。

第 47 条

特許公告には、適切な場合は、法第 60 条に規定する情報に加えて、工業所有権庁の指定による発明を最もよく表現する図面、化学式又はヌクレオチド又はアミノ酸配列図を含める。出願人がクレームを訂正した場合は、工業所有権庁は、対応する訂正を施した要約を提出するよう出願人に要求する。

第 47 条の 2

逆症療法薬について付与された特許の場合は、工業所有権庁は、有効物質又は成分(これらも対応する特許の期間に従う)に基づいて、産業財産権法により保護されるべき製品の一覧を、官報で公告し、かつ、公衆の利用に供する。

当該一覧は、有効物質又は成分の一般名称と医薬品としての独自性との間の同等性及び対応する命名又は特許に基づく識別形態(これらは国際的に容認された名称に従って提供されるべきである)を示すものとなる。

本条にいう一覧は、医薬品又は医薬処方法を保護する特許を含んではならない。

特許又は有効物質若しくは成分の所有権についての議論がある場合は、関係当事者は、合意により当該事項を民法の規定に基づく調停に付することができる。

第 48 条

法第 61 条にいう特許に関する訂正を許可するために、工業所有権庁は、2 月以内に訂正した明細書、クレーム、図面又は要約を提出するよう出願人に要求することができる。出願人が許可された期間内に工業所有権庁の要求に従わない場合は、当該訂正申請は、放棄されたものとみなされる。

第 49 条

関係の契約において別段の合意及び制限がなされている場合を除いて、特許所有者に加え、ライセンシーも法第 81 条に基づく特許回復の申請を行うことができる。

第 III 章 強制ライセンス及び公益のためのライセンス

第 50 条

強制ライセンスが申請され、かつ、申請人が法第 71 条にいう技術的及び経済的能力を有していることを工業所有権庁に証明した場合は、特許所有者にその通知が与えられ、特許所有者は当該申請についての調査を行い、通知日から 2 月以内に自己の利益を守る意見を申し立てることが許される。

特許所有者が強制ライセンスの付与に反対する場合は、強制ライセンス申請人は、当該特許所有者の反対についての調査を行い、15 就業日以内に自己の利益に適う意見を申し立てることを許される。それら調査のための期間が経過した場合は、工業所有権庁は、申請人及び特許所有者が行った表明及び提出された証拠に基づき当該事項を処理する。

第 51 条

法第 77 条にいう宣言は、通商産業開発省と連邦政府の在職者との間の合意を条件として工業所有権庁によって発せられる。

法第 77 条に定める宣言が公報において公告された場合は、公益のためのライセンス付与が宣言された特許の所有者は、公告日から 2 月以内に当該宣言に関し自己の利益を守るための意見を工業所有権庁に申し出ることができる。そのような申出がなされ次第、工業所有権庁は、検討の上宣言を確認するか解除するかについての最終決定を行い、その決定の公報での公告を命じる。

工業所有権庁は、法第 77 条にいう宣言を発する原因となった緊急事態又は国家安全上の問題が終結した場合は、その終結を宣言する決定を公報において公告する。

第 52 条

公益のためのライセンスを与えられた者による特許発明の実施は、当該特許の所有者による実施とはみなされない。

公益のためのライセンスが与えられる場合は、工業所有権庁は、当該発明の利用開始までの期間をライセンシーに課すものとし、その期間内に当該発明の実施が開始されない場合当該ライセンスは無効となることを宣言する。その期間は、ライセンス付与日から 1 年を超えてはならない。

特許所有者の申出又は職権によって、工業所有権庁が強制ライセンス又は公益のためのライセンスを解除する決定を行う場合は、ライセンシー及び適切な場合は特許所有者に自己の利益に適う意見を申出し、かつ、適切と考える証拠を提出するよう求めるものとする。

第 III 部 商標, 広告スローガン及び商号

第 53 条

法第 89 条(II)の規定の適用上, 包装, 梱包, コンテナ及び商品の形状又は体裁は, 立体の形状とみなされる。

第 54 条

法第 92 条(II)の規定の適用上, 特に, 輸入商品は, 次の要件が満たされる場合は適法とみなされる。

(I) 輸入元の国の市場への当該商品の導入が, その国における当該登録商標の所有者又はライセンスによってなされたものであること

(II) 当該登録商標のメキシコでの所有者と当該外国での商標所有者が, 商品輸入日において, 同一人若しくは同一の経済的利益団体の一員又はそれらのライセンス又はサブライセンスであること

第 55 条

第 54 条(II)の規定の適用上, 複数人がその意思決定機関又は執行機関内で又はそれらの者の意思決定過程において, 1 人が他の者に対する直接又は間接の支配権を行使する形で相互関係を形成している場合は, それら複数人は, 同一の経済的利益団体の一員であるとみなされる。

前段の規定の適用上, 支配権とは, 関係する法的主体の日々の活動における一般的決定又は運営上の決定を行う権限を意味する。この定義には, 1 又は複数の中間者を通して間接的支配権が行使される場合も含まれる。

第 1 段落の意味における支配権は, 特に, 次の場合に存在する。

(I) 1 人が他の者の法人資本の 50%を超える完全議決権付の株式又は持分を所有している場合

(II) 1 人が他の者の法人資本の 50%未満の完全議決権付の株式又は持分を所有している場合において, 他の株主又は自ら株式又は持分を所有するそのパートナーの中に, 1 人の所有する株式又は持分の割合と同等又はそれを超える割合の完全議決権付株式又は持分を所有する者が存在していないとき

(III) 1 人が契約によって他の者を指示し又は管理する権利を有する場合

(IV) 1 人が他の者の取締役会又はこれと同等の機関の構成員の過半数を指名する権限又は権利を有している場合

(V) 1 人が他の者の取締役, 支配人又は最高経営責任者を指名する権限又は権利を有する場合

第 56 条

商標登録の願書には, 法第 113 条に掲げる事項に加えて, 次の事項を記載しなければならない。

(I) 分かる場合には, 登録を求める商品又はサービスの区分の番号。本規則による区分に従って記載する。

(II) 当該商標の見本中の言葉及び図形で使用を留保しないもの。

(III) 該当する場合は、出願に添付された商標の見本、及び
(IV) 当該商標が関係する事業所又は企業の所在地、ただし初回使用日を表示すること
登録出願の提出ということのみから、出願人は、前記(II)にいう言葉及び図形を除き、出願
に付された見本にあるように当該商標の排他的使用を留保するものとみなされる。
記名商標又は商業広告は、ローマ字、アラビア数字で構成される文字又は単語及びその正しい
読みを補佐する表記記号でのみ構成することができる。出願人は、あらゆる書体又は文字
サイズの使用を留保するものと理解される。

第 57 条

願書記載の商標登録の対象となる商品又はサービスの指定は、次の規則に従うものとする。

- (I) 同一の類に属する商品又はサービスのみを指定することができる。
- (II) 該当の商品又はサービスは、区分についてのアルファベット順の一覧及びそれらの公示
規則に使用されている名称によって特定しなければならない。当該区分表は官報で公示され
る。

第 58 条

法第 116 条にいう原則は、関係出願人間の合意書類の形で定めなければならない。

原則は、同様に、商品又はサービスの限定、ライセンス許諾、法第 154 条にいう登録取消及
び共通表現に関する規定も含まなければならない。

第 59 条

法第 93 条にいう商品及びサービスの区分は、ニース協定に従って定められ、現在有効な「商
標の登録のための商品及びサービスの国際分類」である。工業所有権庁は、各物品及びサー
ビスが帰属する類を明示した商品及びサービスのアルファベット順の一覧を官報で公示する。
アルファベット順の区分一覧に含まれる商品及びサービスは、類型とみなされる。列挙され
る商品及びサービスは網羅的なものではない。

工業所有権庁は、区分の解釈と適用に関する基準を定める。

第 60 条

法第 117 条にいう優先権の認定を受けるためには、商標登録の出願人は次の要件を満たさな
なければならない。

- (I) 知っている場合は、原出願国での当該商標の登録出願番号及び優先日として主張する当
該国での出願日を願書に記載すること
- (II) 所定手数料の納付証を提出すること

第 61 条

願書を提出した後、出願人が識別的な標識を補正し、登録商標の対象とする商品又はサー
ビスの数を増加し、又は願書で明示された商品又はサービスの変更又は入替を行った場合は、
それらは新たな出願として新規の手續の対象となり、所定手数料の納付及び適用法規の遵守
が要求される。

この場合は、出願人が原出願を補正した願書の提出日が補正出願の出願日とみなされる。

第 62 条

法第 130 条の適用上、特に、商標の対象とされている商品又はサービスが、メキシコ国内で、当該商標を付され商業上の慣習及び実務に対応する数量及び態様において市場に出され又は市場で入手可能な状態に置かれている場合は、当該商標は使用されているものと理解される。また、商標が輸出を意図された商品に付されている場合も、当該商標は使用されているものと理解される。

第 63 条

工業所有権庁は、次の場合は、商標登録の取消申請について確認証を要求することができる。

- (I) 関係の商標が共有商標である場合
- (II) 関係の商標が団体標章である場合

第 64 条

ライセンス又はフランチャイズに基づいて登録商標が使用される商品又はサービス提供事業所には、法第 139 条に規定する事項に加えて、次の事項を明示しなければならない。

- (I) 当該登録商標の所有者の名称と住所
- (II) 当該商標のライセンシー又はフランチャイジーの名称と住所
- (III) 当該商標がライセンスに基づいて使用されていること

第 65 条

法第 142 条の適用上、フランチャイジーは、利害関係人に対して、関係契約の締結後に、少なくとも次の技術的、経済的及び財務的情報を提供するものとする。

- (I) フランチャイザーの名称又は商号、住所及び国籍
- (II) フランチャイズの内容
- (III) 原フランチャイズ会社の設立年及び該当する場合は当該フランチャイズ取引における主フランチャイザー
- (IV) フランチャイズに関連する知的所有権
- (V) フランチャイジーがフランチャイザーに支払うべき権利使用料の金額と目的
- (VI) フランチャイザーがフランチャイジーに与えなければならない技術的な支援及びサービスの種類
- (VII) フランチャイズを実行する事業運営の地理的範囲の明確化
- (VIII) フランチャイジーが第三者にサブフランチャイズを与える権利を有するか否か。権利を有する場合はその行使の要件
- (IX) フランチャイザーからフランチャイジーに提供される特権的性質の情報に関するフランチャイジーの義務
- (X) 一般的に、フランチャイズ契約の締結から生じるフランチャイジーの権利と義務

第 66 条

法第 102 条の適用上、第 59 条に定める区分が準用される。

第 67 条

商標に関する本規則の規定は，別段の定がある場合を除いて，広告スローガン及び商号に準用される。

第 68 条

法第 169 条の適用上，関係人は，次の事項及び物件を明示及び添付して申請を工業所有権庁に出さなければならない。

- (I) 出願人の名称，国籍及び住所
- (II) 原産地名称の対象とされる物品が生産される事業所の場所
- (III) 当該事業所が宣言で特定された地域内にあることを証明する管轄地方当局の証明書
- (IV) 関係人が公式基準(あれば)に適合していることを証明する省の証明書。(III)及び本号にいう証明書は，願書提出日の前6月以内に発行されたものでなければならない。
- (V) 申請が代理人によって出される場合には，委任状の原本又は認証謄本

第 IV 部 手続

第 I 章 行政手続

第 69 条

行政上の法規違反の場合における行政処分の請求においては、法 189 条にいう情報に加えて、当該違反があったと主張する商品又はサービスが製造、配布、販売、保存又は提供されている企業、取引又は事業所の場所を明示しなければならない。

第 70 条

法第 187 条にいう手続に関する請求には 1 通の写しを添付するものとし、それは相手方当事者に送付される。

第 II 章 査察と監視

第 71 条

査察については、法第 VII 部第 I 章の規定に加えて、次の規定が適用される。

(I) 査察執行官は、当該職務を執行する自己の権原を証明する管轄当局発行の写真付の有効な身分証明書を提示して、自らの身元確認を行う。

(II) 査察執行官は、管轄当局が交付した手書署名付き査察令状を所持していなければならない。令状には査察が行われるべき事業所の場所、査察の目的、対象地域及び根拠となる法規定が記載される。

(III) 法により保護された工業所有権の所有者であつて、法又は自己の権利を侵害する行為についての調査を工業所有権庁に申請した者は、自ら又は代理人によって当該査察に立ち会うことができ、かつ、調書に記入されるべき意見を述べることができる。

(IV) 査察を受ける者は、査察中に自ら適切と考える意見を述べ、かつ、証拠を提出する権利を有するものとし、又は査察終了後 10 就業日以内に同じ権利を行使することができる。

第 72 条

商品の押収については、法の規定の他、次の規定が適用される。

(I) 法第 211 条の適用上、商品の所有者又はその代表者が不在の場合は、査察命令が送達された者が当該事業所の長とみなされる。

(II) 押収された商品に関し、保管人は、送達の行われた住所又は特にそのために指定された場所において当該商品を保管する義務を有する。それら商品の保管は、保管者の裁量によらずに、工業所有権庁の指示に従って行わなければならない。

(III) 工業所有権庁に保管される押収商品は、保管のために特に準備される部屋で工業所有権庁自ら又は省の所轄機関によりその責任において保管される。

(IV) 査察執行官は、命令の発出又は押収の実行のために必要な如何なる措置も行うことができる。査察執行官はまた、適切と判断する場合は、法令の定める強制力の行使又は連邦公訴官の介入を求めることができる。

第 73 条

財産の押収は、次の場合に解除される。

- (I) 法の規定に反する行為が行われていないとする工業所有権庁の決定が確定した場合
- (II) 工業所有権庁によって課せられた行政罰が裁判所命令により根拠がない又は無効と宣言された場合
- (III) 当該財産が連邦公訴官の処分下に置かれる場合
- (IV) 裁判所が解除を命じた場合

第 74 条

工業所有権庁は、法第 199 条の 2(1) (II)にいう担保の額について、措置の履行において、最初に提供された担保が当該措置が求められた者に生じるべき損害及び不利益を担保するのに十分でないことが明らかになった場合は、これを増額するよう請求人に要求することができる。

第 III 章 罰則

第 75 条

法第 214 条(I)にいう罰金額は、当該違反が行われた日においてメキシコシティで適用されている一般最低日額賃金に従って計算されるものとする。複数の侵害行為があった場合には、罰金額は、工業所有権庁がそれらの侵害行為を知った日に適用される額である。

第 76 条

一時的又は永久的な、全体的又は部分的な営業停止命令が課せられ、所轄官は、その履行に際し、適切な場合は法第 208 条、法第 209 条及び法第 212 条に定める方式を遵守して当該措置についての詳細な記録を作成するものとする。

第 77 条

一時的営業停止は次の規則に従って命じられる。

- (I) 事業所に腐敗し易い商品がある場合は、それらは、所有者又は当該事業所の責任者の責任において除去されるものとする。
- (II) (I)にいう商品が制裁対象である行政上の法規違反の主題を構成している場合において、当該事業所又は商品の所有者は、その行政上の法規違反によって侵害された工業所有権の所有者又は第三者に生じる損害を賠償するために十分であると工業所有権庁が判断する担保を既に提供しているときは、単に当該商品を除去すれば足る。この場合は、違反を構成している識別的標識は、取り除かれるものとする。
- (III) 営業停止に使用される封印には連続番号が打たれ、関係証書が記載される。
- (IV) 一時的営業停止が終了した時、工業所有権庁は封印の除去を命じ、その際に一時停止についての書面上の記録を作成するものとする。

第 78 条

法第 214 条(II)にいう追加罰金は、侵害行為に関する工業所有権庁の決定が侵害者に通知さ

れ、かつ、当該侵害行為を終止したことを証明するために当該侵害者に認められた猶予期間が経過した後になお侵害行為が継続している場合に課せられる。

第 79 条

工業所有権庁は、査察及び所定手数料不納付の証明を行うことをその職員に授権する。

経過規定

第1

本規則は、公報での公告から15日が経過した日から施行される。

第2

1988年8月30日に公報で公表された、発明及び商標に関する法律に基づく規則は廃止される。

第3

工業所有権庁が新たな公式様式を発表するまでは、現行のものが継続して使用される。

第4

本規則の施行日に遂行されている事業は、既得権が害される結果になる場合を除いて、本規則によって規制され、本規則に従って進められるものとする。